

新しい回収・リサイクルシステムの在り方について（案）

自動車用バッテリー（自動車、二輪車、農業機械、建設機械、小型船舶等のエンジン式の機器の始動・点灯・点火などに使用される鉛蓄電池のこと。以下同じ）を取り巻く現状や流通実態等を踏まえ、回収・リサイクルシステムの再構築に当たっては、以下のような視点や措置が必要ではないか。

1．システム再構築に当たっての基本的考え方

1 - 1．新しいシステムの基本的在り方

自動車バッテリーの回収・リサイクルシステムの再構築に当たっては、現在の国内バッテリー製造事業者による自主的な回収・リサイクルシステムの維持が困難となりつつある要因を踏まえ、以下の要素を備えたシステムを構築する必要があるのではないか。

- a) 輸入バッテリーを含む国内に投入される自動車用バッテリーの回収・リサイクルの実効性が確保されるシステム
- b) 鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステム

1 - 2．不法投棄等の防止

自動車用バッテリーは小型で比較的持ち運びし易い製品であることから、排出時に費用を徴収する方法は不法投棄につながるおそれがあり、また、自治体のごみと一緒に排出される可能性もあることなどから、バッテリー製造事業者等に対しては使用済バッテリーを無償で回収する取組を求めていくべきではないか。

新しいシステムの開始後数年間において回収対象の多くを占めると考えられる既販の自動車用バッテリーについても、不法投棄防止のため、無償で回収することにより、実効性が確保できる仕組みを構築することが必要ではないか。

2 . 関係者に求められる取組

実効性のある回収・リサイクルシステムを構築するためには、関係各者が積極的に回収・リサイクルの取組に参画し、各々に求められる役割を果たしていくことが必要ではないか。

2 - 1 . 回収・リサイクルの実施

拡大生産者責任の観点を踏まえ、自動車用バッテリーを製品として又は製品の部品として上市し、サプライチェーンの中において上流に位置する以下の事業者が、市場を通じて広く回収・リサイクルを実施していくことが適切ではないか。

バッテリー製造等事業者

- ・自らが製造又は輸入して市場に供給した自動車用バッテリーの回収・リサイクルを実施。
- ・自動車用バッテリーの回収・リサイクルのための関係者への協力の要請、周知、普及啓発を実施。

バッテリー使用機器製造等事業者

- ・自らが製造又は輸入したバッテリー使用機器に搭載されて市場に供給された自動車用バッテリーについて、国内に存在する当該バッテリーを製造したバッテリー製造等事業者への協力などを通じ、回収・リサイクルを実施。
- ・自動車用バッテリーの回収・リサイクルのための関係者への協力の要請、周知、普及啓発を実施。

2 - 2 . 回収・リサイクルの取組への協力

自動車用バッテリーの流通実態や現在の取組を踏まえ、以下の関係者には、回収・リサイクルに取組む上記事業者と協力し、回収・リサイクルの実効性・効率性を高めていくことが求められるのではないか。

(1) 消費者等からの引取

バッテリー販売店

- ・バッテリー販売店においては、これまでも自動車用バッテリーの販売・交換等の際に不要になった使用済バッテリーを消費者から引取り、回収業者等へ引き渡してきたことから、引き続き、バッテリー販売店には消費者からの使用済バッテリーの引取・排出拠点として、使用済バッテリーの回収に協力することが適切ではないか。

バッテリー卸売業者

- ・バッテリー卸売業者の中には使用済バッテリーの下取り（商習慣として、自動車用バッテリーを販売する際に、同種の使用済バッテリーを無償で引き取る行為）を実施している者もいることから、引き続きこれらの販売店から使用済バッテリーの下取りを実施することなどが、使用済バッテリーの効率的な回収に寄与するのではないか。

（２）国・自治体の取組

- ・国は、普及・広報活動を通じて、使用済バッテリーの回収・リサイクルに関して、関係各者の理解を深めるとともに、その実施に関する協力を求める必要があるのではないか。
- ・自治体においては一般消費者と密接なつながりを持つことから、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、適正な排出を促すことや引取拠点を紹介することを含め、消費者等に対する情報提供や周知活動を実施することが求められるのではないか。

3 . 実効性を確保するための方策

これまでよりも関係者の役割の明確化を図り、回収・リサイクルシステムの実効性を確保するため、法制度上の対応が必要ではないか。その中で、事業者の自主的な取組を生かす資源有効利用促進法を適用するのが適当ではないか。

3 - 1 . 指定再資源化製品への指定

事業者独自の回収が行われている製品の中でも、回収・再資源化の実効性が十分でないために、その再生資源が有効に利用されていないものも多い。このため、利用の促進を図るべき再生資源を含むなど、措置を講ずることが必要な製品であって、これを事業者が自ら回収し、再資源化することが事業者の負担を斟酌しても可能な製品については、資源有効利用促進法において、自主回収・再資源化の実施主体となる事業者（指定再資源化事業者）に判断の基準を提示し、それに基づいて自主回収・再資源化の取組を促進することにより対応している。（既指定製品：小形二次電池、パソコン）

回収・リサイクルシステムの構築に当たっては、製品毎の特性や流通実態、関係事業者に求められる取組・適切な役割分担を踏まえた措置を講ずる必要があるが、自動車用バッテリーにおいては、

- ・自主的取組による回収・リサイクルルートが存在すること
- ・使用済バッテリーは全国約18万の事業所から不定期に排出される上、排出される量は事業所の業種や規模によって異なるなど、排出・回収形態が多様であること

などから、関係各者に対して、事業者の自主性・自律性を尊重した回収・リサイクルを促進していくことがより効率的・効果的な回収・リサイクルの実施に結びつくものと考えられる。さらに、自動車用バッテリーについては、現在の回収・リサイクルシステムの維持が困難になりつつあること、現に自主的取組が存在し自主回収再資源化の体制整備が経済的には可能であることから資源有効利用促進法の指定再資源化製品の対象要件に合致しており、同製品として指定することが適切ではないか。

3 - 2 . 指定再資源化製品制度概要

資源有効利用促進法では、回収・再資源化の措置を講ずることが必要な製品であって、これを事業者が自ら回収し、再資源化することが事業者の負担を斟酌しても可能な製品について、製品（指定再資源化製品）及び当該製品を部品として使用する製品を政令で指定し、指定再資源化製品及び当該製品を部品として使用する製品の製造等を行う者の自主回収・再資源化の判断の基準を省令で定め、当該事業者（指定再資源化事業者）による指定再資源化製品の自主回収・再資源化を促進することとしている。

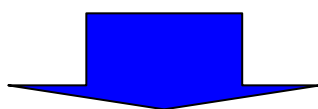
【参考：指定再資源化製品基本スキーム】

指定再資源化製品及び当該指定再資源化製品を部品として使用する製品を指定（政令）

対象要件

- 事業者による自主的な回収・再資源化の取組だけでは十分な効果が上がらない製品
- 事業者により自主回収・再資源化の費用を一定程度賄えることなど自主回収・再資源化の体制の整備が経済的に可能な製品

等



指定再資源化事業者の判断の基準（省令）

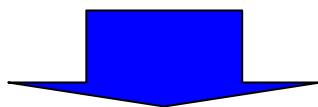
規定事項

自主回収の実効の確保等

再資源化の目標及び実施方法等

市町村から引取を求められた場合の引取の実施、引取の方法等

その他自主回収及び再資源化の実施方法に関する必要事項



指導・助言

勧告・公表・命令

罰則

3 - 3 . 指定再資源化製品制度における措置事項

自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの実効性を確保するため、以下の事項を資源有効利用促進法の政省令で規定すべきではないか。

(1) 対象製品

自動車、二輪車、農業機械、建設機械、小形船舶等、広範に使用されており、排出量が多く、現在の国内バッテリー製造事業者による自主的な取組の維持が困難となりつつある自動車用バッテリーを政令で指定再資源化製品に指定する。

(2) 指定再資源化事業者

回収・リサイクルの実施主体としての役割が求められる以下の事業者を指定再資源化事業者とする。

a) 自動車用バッテリーを製造又は輸入する者

- ・自動車用バッテリー製造事業者
- ・自動車用バッテリー輸入事業者

b) 自動車用バッテリーを使用する製品を製造又は輸入する者

- ・自動車用バッテリー使用機器製造事業者
- ・自動車用バッテリー使用機器輸入事業者

(3) 判断の基準省令

省令で定める判断の基準では、使用済バッテリーを無償で回収することなど、自主回収・再資源化の実効性の確保その他実施方法に関する事項等を規定し、指定再資源化事業者による自主回収・再資源化の取組を促進していく。

